

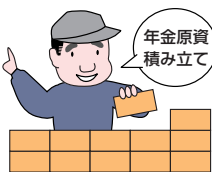
老後の安心！新しい農業者年金に加入しましょう

21世紀の日本は、超高齢・人口減少社会になると予測されています。農業引退後の長い老後を安心して暮らすためには、若いうちからの備えが必要で年金への加入はかせません。農業者年金は加入者数の変化や財政事情に左右されない、今の時代にぴったりの安全・安心な公的年金です。

制度の特色

1 安定した年金の財政運営ができるしくみです

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金であるため、安定した年金の財政運営ができます。運用利回りの状況等に応じて保険料が引き上げられることはありません。



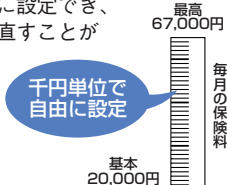
2 農業に従事する方は広く加入できます

国民年金の第1号被保険者で年間60日以上農業に従事する60歳未満の方は誰でも加入できます。農地を持っていない農業者や家族従事者も加入できます。脱退も自由です。脱退してもそれまでに支払った保険料に対応した年金を受け取ることができます。



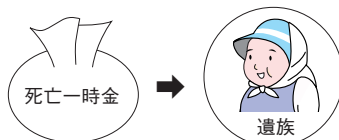
3 保険料は自由に選択できます

毎月の保険料は20,000円を基本とし、最高67,000円まで1,000円単位で選択できます。それぞれの経済的な状況や老後設計などに応じて保険料を自由に設定でき、かつ、いつでも見直すことができます。



4 80歳までの保証が付いた終身年金です

年金は終身受給できますが、仮に、加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は死亡した月の翌月から80歳までの受け取るはずの農業者老齢年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。



5 税制面でのメリットがあります

保険料は全額(年額最高80万4千円)社会保険料控除(所得控除)の対象となります。年金は公的年金等控除の対象となります。



農業の担い手には、手厚い政策支援(保険料の国庫補助)があります

認定農業者で青色申告をしているなど、農業の担い手となる方には、国から月額最高1万円の保険料補助があります。

■ 保険料補助は下記の要件を満たす方が受けられます

- ① 60歳までに保険料納付期間が20年以上見込まれること。
 旧制度加入者(脱退一時金又は特例脱退一時金を受給した者を除く)は、旧制度(平成13年12月末までの)保険料納付済期間等も合算できます。
- ② 必要経費などを控除した後の農業所得が900万円以下であること。
- ③ 認定農業者で青色申告をしている人

■ 最長20年間、保険料補助が受けられます

保険料の補助が受けられる期間は、①35歳未満であれば要件を満たしているすべての期間、②35歳以上では10年を限度として、通算して最長20年間(補助額は最高216万円)です。

■ 特例脱退一時金について

平成13年の農業者年金基金法改正により創設された特例脱退一時金については、平成19年1月1日をもって受給権が消滅し、年金での受給が確定することとなっています。このため、特例脱退一時金に係る支給については今年度が最終年度となります。

■ 国庫補助率も自分の年金として受け取れます

国庫補助額とその運用益は、個人ごとに積み立てられ、原則65歳から特例付加年金として受給できます。特例付加年金を受給するには、農地等の経営継承が必要ですが、経営継承の時期についての年齢制限はありません。自分で積み立てた分は、65歳から農業者老齢年金として受給することができますので、65歳から農業者老齢年金を受給しながら農業を続け、本人の体力などに応じて特例付加年金の受給時期を決めることができます。

■ 加入者全員が共通して受給する年金は農業者老齢年金です

納めた保険料とその運用益を基礎とする年金で、加入者全員が65歳から無条件に受給できます(国民年金と同様、希望により60歳からの繰上受給も可能)。

加入の申し込みやご相談は、町農業委員会事務局または最寄りのJAまで

農地の転用・売買・貸借等は許可を受けてから

- 「自分の農地だから、許可や届け出などしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよいのではないか」と思っておられる方はありませんか。
- 耕作者の農地の取得を促進し、その権利を保護するとともに、優良農地を守り、農地の効率的な利用を図るために、「農地法」という法律があります。
- 農地を売ったり、貸したり、転用したりするときには、「農地法」に基づく許可が必要です。

農地を売買したり、
貸し借りするときは

3条申請

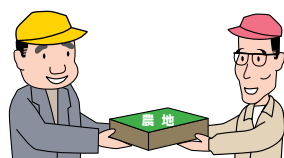
自分名義の農地を
転用するときは

4条申請

他人名義の土地を買って
あるいは借りて転用するときは

5条申請

- ◆農地を耕作目的で、売買したり、貸し借りするときは、農業委員会の許可が必要です。
- ◆なお、資産保有や投資目的による売買、また、農地を取得する適格者(耕作面積が申請地を含めて50a以上)でない場合には許可されません。



- ◆農地の転用とは、農地を住宅、車庫、工場、倉庫、資材置場、駐車場、山林など、農地以外のものに用途を変更することで、農業委員会を経て県知事の許可が必要です。
- ◆転用申請では次のような内容を審査します。

- ①転用の目的は適正か
- ②転用の面積は適正か
- ③水利など、必要な同意はあるか
- ④付近の農業に与える影響はどうか
- ⑤転用の目的は確実に実現できるかどうか
- ⑥他の法令関係で手続きが必要な場合、それがなされているかどうか



- 農地の無断転用をなくしましょう
- 大切な農地は自分で守りましょう
- 農地を埋め立てするには、事前に許可または届け出が必要です
- 仮設事務所や仮設倉庫などを農地に建てたり、駐車場にするなど農地を一時的に転用する場合も県知事の許可が必要です。審査内容も同じですが、特に実施時期、方法、担当者、費用の負担を明らかにし、確実に元の農地に復元することが求められます
- 農業振興地域内の農地は、原則として転用できません

申請書類は、次の受付日まで早めにお願ひします。

- 農業委員会総会は、毎月10日ころ開催予定
農地法による許可申請手続きは→前月の末日まで
- 農用地移動調整会議は、毎月24日ころ開催予定
農業経営基盤強化促進法による申請手続きは→毎月18日まで

くわしくは、お近くの農業委員または農業委員会事務局(☎0187-84-4913)へお問い合わせください